

第15回川内地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和6年3月18日（月） 16:00～16:30

2. 場 所

鹿児島県庁及びTV会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省
- (2) 関係自治体等 : 鹿児島県、鹿児島県警察本部
- (3) オブザーバー : 薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、
出水市、日置市、姶良市、さつま町、九州電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 高橋推進官、廣畑補佐、西澤主査、
宮本防災専門官

4. 議 題

- (1) 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練について
- (2) その他

5. 配布資料

- ・資料1 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練の結果について
- ・資料2 原子力災害時の屋内退避に関する論点

6. 概 要

- (1) 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練について
 - 鹿児島県から資料1に基づき、令和5年度鹿児島県原子力防災訓練結果について以下の説明があった。
 - 令和5年度訓練の特徴として、より実効性を高める観点から新たに実施した項目としては、バス・事業者の避難車両配車システムを活用した訓練への参加、また、地震被害を想定した項目としては、能登半島地震を踏まえて倒壊家屋からの救助訓練等を新たに訓練として実施したとの報告があった。
 - また、鹿児島県原子力防災訓練の住民アンケート実施結果についても以下紹介があった。
 - 鹿児島県からの説明に対し、薩摩川内市より住民アンケート実施結果の自由意見として、安定ヨウ素剤緊急配布訓練について、服用時期の説明がな

く、配布したのみだったという意見があるが具体的な状況について教えて欲しいとの要望があり、鹿児島県から詳細な状況については後日行われる令和5年度原子力防災訓練実施結果検討会にて報告するとの回答があった。

(2) 原子力災害時の屋内退避に関する論点について

- 原子力規制庁から、資料2に基づき説明があった。
- 原子力規制庁から、能登半島地震を受けて防護措置の基本的考え方について変えるものではないが、今後、検討チームを発足し、屋内退避の対象範囲及び実施期間等について検討していく旨の説明があった。
- 薩摩川内市から論点のとりまとめ時期について質問があり、原子力規制庁から令和6年度早々に検討を開始し、令和6年度中にとりまとめを予定している旨の回答があった。
また、検討結果を踏まえ、原子力災害対策指針に反映させることになった場合は、検討チームでのとりまとめ後に、原子力規制委員会において検討されることから、とりまとめ時期は、追加される旨の回答があった。
- また、鹿児島県から検討結果を公表する際は一般の方にも分かりやすい説明や資料の公開についての要望があった。
これに対し、原子力規制庁からは、公表にあたっては分かりやすい資料・分かりやすい説明を心がけていく旨の回答があった。

(3) その他

- 内閣府から、作業部会における議論の透明性確保の観点から、作業部会に関係する地方公共団体が、作業部会と同様の構成員による意見交換等の実施を希望する場合は、作業部会として対応することについて説明した。

以上